

平成19年11月2日 開 会

平成19年11月2日 閉 会

平成19年第3回 山県市議会臨時会会議録

山 県 市 議 会

目 次

11月2日（金曜日）第1号

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	2
開 会（午前10時00分）.....	3
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	3
日程第2 会期の決定について.....	3
休 憩（午前10時01分）.....	3
再 開（午前10時10分）.....	3
日程第3 諸般の報告.....	3
日程第4 議第72号（仮称）山県市新クリーンセンター建設工事請負契約の締結 について.....	5
平野市長提案説明.....	5
日程第5 質 疑.....	6
18番 村瀬安治議員質疑.....	6
休 憩（午前10時20分）.....	6
再 開（午前10時24分）.....	6
休 憩（午前10時25分）.....	7
再 開（午前10時29分）.....	7
松影市民環境部長答弁.....	7
16番 中田静枝議員質疑.....	8
松影市民環境部長答弁.....	9
16番 中田静枝議員質疑.....	9
松影市民環境部長答弁.....	10
16番 中田静枝議員質疑.....	10
松影市民環境部長答弁.....	10
18番 村橋安治議員質疑.....	10

休	憩（午前10時47分）	12
再	開（午前10時48分）	12
	嶋井副市長答弁	12
	平野市長答弁	13
	18番 村橋安治議員質疑	14
	平野市長答弁	14
休	憩（午前10時55分）	14
再	開（午前10時57分）	14
	18番 村橋安治議員質疑	15
	嶋井副市長答弁	15
	18番 村橋安治議員質疑	16
	嶋井副市長答弁	16
休	憩（午前11時04分）	16
再	開（午前11時15分）	17
	14番 寺町知正議員質疑	17
	林総務部長答弁	22
	松影市民環境部長答弁	23
	14番 寺町知正議員質疑	24
	林総務部長答弁	27
	松影市民環境部長答弁	28
	14番 寺町知正議員質疑	28
	松影市民環境部長答弁	28
	14番 寺町知正議員質疑	29
休	憩（午前11時53分）	29
再	開（午前11時53分）	29
	松影市民環境部長答弁	29
	14番 寺町知正議員質疑	29
	平野市長答弁	30
	22番 久保田 均議員質疑	31
	林総務部長答弁	32
日程第6	討 論	32
	14番 寺町知正議員反対討論	32

16番 中田静枝議員反对討論.....	34
18番 村橋安治議員反对討論.....	35
日程第7 採 決.....	36
閉 会（午後0時16分）.....	36
会議録署名者.....	36

平成19年11月2日

山県市議会臨時会会議録

(第 1 号)

平成19年第3回

山県市議会臨時会会議録

第1号 11月2日(金曜日)

議事日程 第1号 平成19年11月2日

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議第72号 (仮称)山県市新クリーンセンター建設工事請負契約の締結について

日程第5 質 疑

日程第6 討 論

日程第7 採 決

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議第72号 (仮称)山県市新クリーンセンター建設工事請負契約の締結について

日程第5 質 疑

日程第6 討 論

日程第7 採 決

出席議員(20名)

1番	石 神 真 君	2番	杉 山 正 樹 君
4番	尾 関 律 子 君	5番	横 山 哲 夫 君
6番	宮 田 軍 作 君	7番	田 垣 隆 司 君
8番	村 瀬 隆 彦 君	9番	武 藤 孝 成 君
10番	河 口 國 昭 君	11番	影 山 春 男 君
12番	後 藤 利 弘 君	13番	谷 村 松 男 君
14番	寺 町 知 正 君	16番	中 田 静 枝 君

17番	藤根圓六君	18番	村橋安治君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	会計管理者	長屋義明君
総務部長	林宏優君	市民環境部長	松影康司君
保健福祉部長	笠原秀美君	産業経済部長	土井誠司君
基盤整備部長	梅田修一君	消防長	上野敏信君
教育委員会事務局長	恩田健君	総務部次長	田中公治君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩戸時夫	書記	高橋幸弘
書記	堀達也		

午前10時00分開会

議長（村瀬伊織君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、平成19年第3回山県市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（村瀬伊織君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議規則第81条の規定により、議長において、11番 影山春男君、17番 藤根圓六君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（村瀬伊織君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議がありますので、会期については本日1日とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（村瀬伊織君） お座りください。起立多数であります。よって、会期については本日1日と決定されました。

暫時休憩いたします。

午前10時01分休憩

午前10時10分再開

議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第3 諸般の報告

議長（村瀬伊織君） 日程第3、諸般の報告。

市長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

平野市長。

市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成19年第3回臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には、御多忙の中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、先月の7日、山県市まつり実行委員会主催による、恒例のふるさと栗まつりが開催されました。市内外から多くの方に御来場いただき、子供からお年寄りまで多くの皆さんに楽しんでいただいたと思っております。このイベントの開催に当たりましては、実行委員会の皆様方には地域の活性化と本市のPRに多大な御尽力をいただきましたことにつきまして、厚く感謝申し上げます。

また、あす11月3日は、花咲きホール等、山県市文化ゾーンを中心に、本市主催の文化芸術健康フェアを開催いたす予定でございます。これは、文化と健康をテーマにしておりまして、こうしたイベントの開催は本市では初めての計画ではございますが、健康は心と体が最も密着した関係なものでございます。このイベントを通じまして、市民の皆さんの心と体の健康づくりが促進されることを目的としておりまして、市民の皆さんの多くの御参加を期待しているところでございます。

また、きのうは自治功労者13名の表彰式を行いました。こうした方々に改めて感謝の意を表しますとともに、住みよいまちづくりを推進していく上での市民協働が最も重要視されますとき、市民の方々の一層の御理解と御協力をお願い申し上げたところでございます。

さて、9月21日、旧美山町コミュニティセンター施設維持管理経費の請求及び明け渡し請求訴訟の第1審の判決がございましたが、市としましては、おおむね市の主張が入れられたことから控訴は考えていないことを、さきの第3回定例会におきまして皆様に御説明をいたしましたところでございますが、控訴期限は10月5日の金曜日でございましたが、相手方からも控訴の手続がなされず、判決が確定いたしました。判決にあった額及び利息分につきましては、既に市のほうに払い込まれておるところでございます。

以上、報告させていただきます。

次に、旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る損害賠償請求訴訟につきましては、平成17年第4回定例会において議決をいただきまして、平成18年1月30日に訴訟を提起いたしておりました。その第1審の判決が、平成19年11月1日、きのうでございますが、岐阜地方裁判所において言い渡されましたので御報告させていただきます。

訴訟内容といたしましては、寺町建設及び山崎 通氏に対し、旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る損害賠償の請求を求めたものでございます。判決の内容につきましては、山県市の請求をいずれも棄却するというものでございました。裁判所の判断は、消滅時効は完成していたものと認められるというものでございました。

なお、この件につきます控訴期限は判決の日から2週間以内であり、11月15日となっております。今回の判決では市の主張が入れられたとは考えられませんので、今後については弁護士と協議し、その対応について検討を加えていきたいと、現在はそういうふうに考えております。

以上、当面の課題等につきまして報告をさせていただきました。

以上、諸般の報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

日程第4 議第72号 (仮称)山県市新クリーンセンター建設工事請負契約の締結について

議長(村瀬伊織君) 日程第4、議第72号 (仮称)山県市新クリーンセンター建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長(平野 元君) それでは、本日提案しております議案は契約案件が1件でございます。

ただいまから、議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

議第72号 (仮称)山県市新クリーンセンター建設工事請負契約の締結につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び山県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本工事は、現在の市クリーンセンターの施設を解体撤去後、当該跡地にエネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設を建設しようとするものでございます。工期は平成22年3月10日までを予定いたしております。

入札は、一般競争入札により10月25日に執行いたしました。2社からの入札があり、最低価格入札者、日立造船株式会社中部支社と契約金額37億6,603万5,000円で契約を締結しようとするものでございます。

なお、可燃ごみの焼却処理は現在岐阜市に委託しておりますが、単独処理にて実施するまでの期間をかんがみますと早急に契約する必要があるため、提案するものでございます。

以上、今般上程した議案の概要につきまして御説明を申し上げますが、十分な御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

だきます。よろしく申し上げます。

日程第5 質疑

議長（村瀬伊織君） 日程第5、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

村橋安治君。

18番（村橋安治君） 先ほど、議会の始まる前に求めておきました件であります、ただいまの市長からも発言がありましたように、十分なる審査をしていただきたいと、こういうことでもあります。これは、おとといでございますか、全協じゃなくして会派の合同会議ということで説明を受けた折に、詳細についての一切の説明ができなかった、そういうことで、他の議員からもこの詳細についての数字を示すようにということで求められておりました。そういうことで、きょうここに書類が出ておりますが、この説明を、議会の始まる前に全協を開いていただいて説明をいただくよう強く求めておいたわけではありますが、その件につきましてはどのようになっておるのでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 村橋安治君、どうぞ質問してください。内容については結構です。〔「議長、ところで資料はどうなっているの。何か議員と違うものが出ているの」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 何にも出ていませんけど、今、質問をされておるもんで。

暫時休憩をいたします。

午前10時20分休憩

午前10時24分再開

議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村橋安治君、質問を続けてください。どうぞ。

18番（村橋安治君） 質問ですか、質疑ですか。

議長（村瀬伊織君） 今の内容についても質問してください。

18番（村橋安治君） ですから、先ほど言いましたように、休憩をとっていただいて、この説明を、数字の説明をしていただくよう求めたものであります。議会の始まる前から求めておりますし、全協を開いていただいて説明をいただくことを請求いたします。

議長（村瀬伊織君） 今、お手元に配付してありますクリーンセンターの建設工事概要金額というのを今お手元に配付をいたしましたので、それで質問をしてください。どうぞ。

〔「議長、これだけじゃわかりません」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） いや、それでわからんので今質問してください。

暫時休憩をいたします。

午前10時25分休憩

午前10時29分再開

議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、村橋安治君からの山県市新クリーンセンター建設工事概要金額についての質問がございましたので、市民環境部長、どうぞ説明してください。

松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） それでは、説明をさせていただきます。

山県市新クリーンセンター建設工事概要でございますが、一応、先ほど市長が申し上げましたように、請負金額は37億6,603万5,000円でございます。その内訳といたしまして、1番にありますエネルギー回収推進施設でございますが、25億8,824万3,000円でございます。これは一応機種選定委員会で設定されました36トン24時間で、処理方式としましてはストーカープラス灰溶融炉でございます。

2番目につきましては、マテリアルリサイクル推進施設でございます。これが8億4,525万円でございます。これは可燃物、不燃物の関係の推進施設でございます。

それから、続きまして、3番につきましては、ごみ焼却施設解体工事と、それから粗大ごみ処理施設解体工事、これは合体しておりますもので、3番につきましては2億4,493万2,000円、それから粗大ごみにつきましては4,035万3,000円でございます。これは、全体の面積といたしましては1,389.83平米でございます。鉄筋コンクリートづくりでございます。

それから、5番目につきましては、クリーンセンター仮設事務所等でございますが、1,968万7,000円。それから、上水道がございませんもので、700メートル取り入れる工事でございますが、700メートルで1,707万円です。

それから、最後でございますが、ダイオキシン類測定、土壌撤去工事が1,050万、これは事前の調査とか工事中とか事前後の調査、それから土壌撤去の工事の内容でございます。締めて37億6,603万5,000円でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（村瀬伊織君） ほかにございませんか。

中田静枝君。

16番(中田静枝君) こういう大きな契約案件を出されるときには、やっぱり説明資料としてもうちょっと具体的にわかる資料をきちんとつけていただかないと困ります。今、部長が少し説明されましたけど、そのようなことというのはもう示されていないといけないというふうに思うんですね、提案のときに。議場で一々聞かなくちゃいけないような問題ではないというふうに思います。

それで、今後ぜひこのようなことのないようにお願いしたいと思いますけれど、今の説明だけでは全くわからないところがいろいろあるわけなんですけど、この新しい工事の1番目から粗大ごみ処理施設の撤去工事までですか、上水の工事もありますけれども、工事費の内訳については今、表をいただいたのでわかるんですけど、年間の稼働日数とか運転経費、燃料や委託料、維持管理費、そういったものをどのように予定しているかということ。それはストーカー式の焼却炉及び灰溶融炉それぞれについて……。

議長(村瀬伊織君) 中田君、きょうはこの議案に対しての質問をしていただければ結構ですが、ちょっと議案に対してから逸脱しておるような気がするんですけど。

16番(中田静枝君) 逸脱なんかしていませんよ。そのものですよ、そのもの。これ、37億でやっていただくわけでしょう。

議長(村瀬伊織君) 金額について、高いか安いかにするべきです。

16番(中田静枝君) その仕事の中身を知らないで、何で議論できるんですか。

議長(村瀬伊織君) どうぞ。

16番(中田静枝君) 仕事の中身がわからないわけですよ、要するに。

灰溶融炉についても、年間の稼働予定日数、それから1日何トンの灰を溶融してどれだけのスラグになるのか、1年間にスラグとして排出されるのはどれだけなのか。

それから、マテリアルリサイクル推進建設工事の中身ですね。どんな推進施設ができるのか全くわからないですよ。今行われているのと並びの内容のものが計画されているのかどうかというのが全然わからないんです。

それから、産業廃棄物の受け入れもするというようなことを既に執行部は明らかにしておりますけれども、その受け入れの上限をどのように設定しているのかということ、それから、受け入れる種目は何を考えているのかということ。

そして、今後大きな問題となりまして、ごみを燃やすということが社会的な悪ということで、この山県市も受け入れざるを得ないような状況になったときに、燃やすごみが大幅に減ったときに、この施設はどういうふうな意味を持ってくるのかなと、ちゃんと働くことができるのかなということとか。

とりあえずは、まずそれだけ。

議長（村瀬伊織君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） いろいろいただきましたもので、ちょっと整理して説明いたします。

まず、1点目でございますが、稼働日数でございますが、これは365日稼働しますもので、その間で年間ですけど、160日くらい2炉が同時に動きます。あと点検等がありますもので、大体3カ月ぐらいたったら1炉を休止して行う予定にしております。

それから、運転経費につきましては、まだ稼働していませんのでわかりませんが、大体予測としましては、機械の保証期間等がありますので、21、22につきましては若干安いけれど、大体予測では3億程度かかると予定しております。

それから、灰溶融炉のスラグの年間の排出量でございますが、ごみの量等がいろいろありますもので、大体予測としましてはスラグにつきましては400トン、灰溶融炉につきましては800トンでございます。

それから、溶融炉の運転日数につきましては、年間でございますが、150日くらいだと思いますけど、これもごみの量によりますので若干変わります。

それから、マテリアルリサイクル推進施設の内容でございますが、先ほど説明しましたように、可燃、不燃とかアルミとか鉄類の破砕とか選別を行います。これは1日5時間程度で稼働を行います。5トンを一応予定しております。

それから、ごみがどうのこうのと言われて、一応私どもは山県市のごみは山県市で燃やすということになりますので、そのごみ処理につきましては常時行っていく予定をしております。

議長（村瀬伊織君） 合わせ産廃のことは。

市民環境部長（松影康司君） 産廃の関係でございますが、これから稼働しましてどれだけの一般ごみが出てくるかまだわかりませんが、その時点で、またごみ減量対策等の会議もございますので、その中で協議しまして行っていく予定をしています。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） 今、保証期間はどのくらいなのかというのをちょっとお聞きしたいのと、それから、マテリアルリサイクル推進施設というのは一体どの程度の、リサイクルするための受け入れの量については今1日5トンですか、5時間で5トンの受け入れたものを処理するというようなお話でしたけど、どの程度のそういうリサイクルの施設ができるのかなということがわかりません。

それから、産業廃棄物の受け入れについても、これは非常に不安定ですね。全く考え

られていないというような感じで。

それから、焼却ごみが今後大幅に減量されるというような状況が私は必ず出てくると思うわけですが、そのときにこの施設はどのような稼働になるのかなということですね。

議長（村瀬伊織君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 1点目の保証期間ですけど、2年でございます。

それから、マテリアル推進施設につきましては、先ほど説明しましたように、不燃、可燃、それから瓶、そういうようなものを処理します。先ほど言いましたように、1日当たり5時間運転を予定しています。

それから、先ほども言いましたように、産廃の関係でございますが、これは先ほどもお話ししましたように、会議がございますので会議の中で十分協議して行っていきます。

それから、ごみがなくなったでどうのこうのと言われますけど、今までの山県市のごみは山県市で燃やしますもので、その施設は運営していきます。

議長（村瀬伊織君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） 産業廃棄物の受け入れの問題につきましても、いろいろ全国の企業の排出するごみの処理の仕方について、次々と新しい情報が出てきているんですけども、今までは産業廃棄物の処理業者にやってもらっておったのでも、そのものを資源として活用していくという方向が今あちこちで開発をされておまして、企業努力というのがもう進んでいるわけなんですけれど、そういうようなことも今後考えられますが、そこら辺がやっぱり議論をきちんと今の段階で本当はして、産業廃棄物の受け入れの上限というものについても考えておかないと、燃やすごみが減った分、どんどんと産業廃棄物を目いっぱい受け入れますよというようなことでは、山県市の財政的な負担というのはまたどんどん、全然減らないで消費され続けるというようなことにもなりますので非常に不安を感じますけれども、そこら辺はどうですかね。

議長（村瀬伊織君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 先ほども言いましたように、廃棄物減量対策というのはこの11月に第1回を開きまして、22年の稼働までにそういうような方向も決めていきたいと思っておりますので、御理解をお願いします。

議長（村瀬伊織君） ほかにございませんか。

村橋安治君。

18番（村橋安治君） それでは、質疑いたします。

副市長に質疑をしたいと思っておりますが、今回のクリーンセンター入札について多くの疑

問点を私は感じております。それで、今回の入札は、当初7社もしくは6社ぐらいというような、当初からその話を聞いておりましたし、また、機種選定委員会におきましてもそのような話がされております。そういう中で、今回2社のみになっているのはどういう理由か。今回の公募に2社だけが参加されているのはどういう理由なのか。そして、公募された時点において何社かの企業があったかと思いますが 2社以上に ハードルが高くてとても公募に参加ができないと、こういうことを25日の時点で私に直接電話をされた企業があります。

また、今回、この2社の中に県で指名停止を受けている企業が落札をされたわけですが、普通、建設業界、私も26年間建設業界にいましたが、指名停止を受けている企業が各市町村で指名競争入札があったとしても辞退をされる。また、クリーンセンターにおきましては特別、指名競争入札じゃなくして公募です。おのずから公募された。指名停止をされている業者がおのずから公募に参加をされて落札をされているわけですが、普通、建設業界では考えられないということを業界の方々は言ってみえます。あり得ないと、こういうことであります。

そしてまた、2億前後のある解体工事を分離発注してはどうかと1年ほど前から強く求めておりましたが、その現場の状況によって、狭いところで工事を進行していく上において、解体工事は同時に進めていかなければできないから一緒にやるんだと、こういうことで私も承知をしておりましたが、工事が一緒に同時進行ができないことは最初からわかっていたことでありますし、最終的には解体工事だけを先にやって本体工事に移るといふことに今現在なっておりますが、なぜ解体工事を分離発注しないのか。そして、その解体工事を分離発注されない理由は何なのか。

解体工事を分離発注すれば、少なくとも5,000万、6,000万という金額は浮くわけがあります。その金を各種団体の助成金、補助金、10%とか20%カットしておりますが、市民の中からはその点については反発の声もありますが、財政の厳しい折やられたということはわかっておりますけれども、分離発注して行政にとってプラスはあれどもマイナスは1つもありません。それをあえてやられる理由、それをまずお聞きしたい。

そして、市長につきましては、このクリーンセンターの予算計上をされたことについてお聞きをしたいと思っております。

この予算計上につきましては、非常に金額が大きな工事につきましては特に予算計上をする場合は難しいかと思っております。それはよくわかっておりますが、山県市の発注工事の中でも、ある工事は何千万も損をした、ある工事は入札をしてもしても落札ができない。3回目でやっと落札がした、業者を入れかえて。そして、ある工事では18億の工事

で5億も粗利益が出る。このようにばらばらの内容の予算、なぜ適正なる予算をもう少し出せないのか、その点についてまず御質問をしたいと思います。

議長（村瀬伊織君） 暫時休憩をいたします。

午前10時47分休憩

午前10時48分再開

議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） お答えいたします。

まず1点目でございますが、6社か7社かというお話は私もよくわかりませんが、メーカーを指名したわけでございますが、全国には30社ぐらいがメーカー社としてあるということを聞いておりまして、その中から御参加をいただくような要領をつくり公募したわけでございます。その中で、条件をつけましたものの2社の応募があったわけございまして、この2社の応募で私のほうが審査させていただきました。その2社が条件に合いましたので、入札に参加するよう指示しまして、入札書をいただきました。1社なら入札は行いませんけれども、2社以上は入札するということになっておりましたので、そのとおり執行いたしましたわけでございます。

2点目でございますが、指名停止をしている業者をなぜ参加させたのかという問題でございますが、山県市におきまして、この日立造船株式会社は、指名停止期間は平成18年6月14日から平成19年3月13日までの9カ月間を市の規定によりまして指名停止を行っておりまして、今回入札した時期につきましては、指名停止期間を既に解除したところでございましたので、参加させているところでございます。

3番目についてでございますが、解体工事について、なぜ分離発注をしなかったのかということございまして、村橋議員からの要望も私もお聞きしておりまして、そのように随分と検討したところでございますが、他公共団体の今までの実績等を調査いたしました。その中ではやっぱり大半が、いわゆる解体撤去工事について実績があることが一番重点的でありました。それでもって、山県市、30トンのごみ処理施設を現有しておりますが、30トン以上の解体工事には実績ある業者であることが一番いいということで判断しまして、まず、それが1点でございます。

あと、現在、ダイオキシンの処理というのは環境問題で一番重要視されておまして、このことをいかにクリアするかということを中心に検討いたしました。その中で出てきたのは、建設業法の15条でございますが、清掃施設工事業の特定建設業許可を受けて

いる業者であること、さらには、この清掃施設工事業の経営事項審査結果通知書、これを受けている業者であるべきだというふうに判断いたしました。

というのは、先ほど申し上げましたように、この処理については随分と慎重にやらなければいけないというのが観点でございます。その看板の中だけ調査するんじゃなくて、その建物全体、また周囲も、天井から壁からすべて、建物の中も付着しているかしていないかすべて調査して、それをふき取って、その上で最後の建物を壊すという作業が必要なわけでございます。そういう観点の中で、岐阜県内ましてや地元でそういう業者がいらっしゃるかどうかということ进行调查しました。ところが、岐阜県内には1社もございませんでした。したがって、これはどうしたらいいかということで検討いたしまして、全国のゼネコンさんはどうかなということ进行调查しました。中にはやっぱり持っている業者もございましたが、たまたま、そういうゼネコンさんのほうでは指名停止期間でございました。

さらに、どうしたらいいかということをお考えしたところ、これはメーカーさんかどうかということをお調べしたら、メーカーは当然そういう許可を取り、経営審査も受けておりました。したがって、結果的にこのメーカーさんに処理をしていただくこと、これが山県市にとって一番いい方法ではないかということをお考えして分離発注をしなかったと、こういうことでございます。

さらに、4点目でございますが、補助金カットをするぐらいなら分離発注しろということでございますが、分離発注するということはかえって高くつく観点もあります。というのは、諸経費がそれぞれ分離されて、それに諸経費がつくからでございます。したがって、それは入札の結果のことでございます。あくまでも設計というのはそういうものではございません。そして、補助金カットとその安く上がるという観点は全く関係ないと思っております。補助金カットというのは、予算編成上におきまして、あくまでも予算編成方針の中で求めていくものでございまして、この入札というのは、皆様方の税金をいただいた予算の中で、いわゆるベストな形で執行していくのが私たちの務めでございます。その問題とこの補助金カットとは何ら関係がないというふうに確信しております。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

予算の設定の関係の御質問だったと思いますが、いずれにしましても、こういった山県市にとりまして極めて大事業でございまして、その点につきましては、機種の選定委

員会のところからいろいろ先進地の事例等も十分調査し、また議員の皆さん方にもいろいろ各地を回っていただいたと思っておりますし、いろいろ示唆、検討していただいたところでございますが、いずれにしましても、最終的には機種選定委員会で慎重に審査をしていただきまして、こういった機種でいくということで最終決定をいただいた、これがそういったことでございます。

それに伴う予算の設定でございますが、確かに内容的には非常に難しい面もございますが、そういった機種を立ち上げていくためにはどういう予算が必要かということにつきましては、専門家の意見等も聞きまして、そういった設計を出していただきました金額を十分検討いたしまして予算計上をしたということでございまして、その予算の計上した中で今回の入札に踏み切ったということでございまして、今回も、今非常に騒がれておるように、問題が発生してはだめだということで一般競争入札で対応してまいったということでございますので、その辺は御了承願いたいと思います。

以上でございます。

18番(村橋安治君) ばらつきのある点はということですか。それを聞きたいんですが。

市長(平野 元君) 議員の発言の予算のばらつきというのはちょっと私にはわかりにくいわけですが、すべての予算について十分審査し執行していくための予算でございますので、その辺は、そういったばらつきがあるというふうには私は考えておりませんし、いずれにしても、入札結果でいろいろそういう数字上ばらつきがあるというふうにお話があるのであれば、それは請負業者のほうで条件がいろいろあってそういうばらつきもあるかと思いますが、執行者としてしましては、そういうばらつきを前もって当然わかりませんので、適正な設計金額等によって予算を計上していくというのが基本姿勢でございます。

議長(村瀬伊織君) ほかにございせんか。

寺町知正君。

18番(村橋安治君) まだ私。

議長(村瀬伊織君) 暫時休憩をいたします。

午前10時55分休憩

午前10時57分再開

議長(村瀬伊織君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

村橋安治君。

18番（村橋安治君） 一番肝心なことをお聞きします。

今、副市長が説明をされました。公募の内容についてちょっと今返答いただきましたが、先ほど質問しました中で、非常にハードルが高くて参加ができないと、こういうことで結果として2社になったんです。どういうことかということ、建設業界でも一般的にあり得ないような条件がついているんです。例えば、技術職員数評点が1,200点以上であること。これ、けさ担当課のほうでいただいたんですが、一般的には、企業の経営審査の点数について、規模によってこれ以上の点数でなくてはなりませんよという公募は100が100、当然あります。これが1つの基準になっております。今回に限って技術職員数評点が1,200、これは岐阜県の中でもこの点数が1,200点以上なんて数えるほどしかないんです。まして、このクリーンセンター建設についての1,200点、ますます限られてくるんです。そして、解体工事業でもない企業が、ここに、これも条件です。1日30トン以上の施設を撤去工事、解体工事、全面解体を請け負った業者でなくてはならない、先がた副市長がそのように言いました。ここに非常に参加ができない要素がつくられているわけでありまして。直接ある企業から、このクリーンセンターの入札が済んだ日にこの話が直接入りました。

そして、もう一つ、先ほど言いましたように、指名停止をしているところが、先ほど山県市は短くしましたと、済んでおりますから問題はないはずという答弁ですけれども、現実に県は来年の2月6日まで指名停止をしているんです。今までに説明の中で、指名停止だから発注はできない、それを待って発注する、そういう発言もありました。クリーンセンターの説明の今までの中に、議会の会議の中でもありました。とにかく、企業が参加できないような土壌をつくって、はい、それで公募していらっしやい。参加する企業が2社になるのは当たり前です。

これはだれが見てもおかしい。建設業界の者が技術職員数評点、こんな条件をつけたことはほとんどないと言っているんです。この条件をつけたのはだれですかと、けさ聞きました。所長がこれをつくられたということでありまして、所長が果たしてこういうことを百も承知、理解の上でやられたのか、よそから御指導いただいてやられたのか、2社にするためにやられたのか、その辺をはっきりと回答いただきたい。

議長（村瀬伊織君） 副市長でいいですか。

18番（村橋安治君） 市長でも副市長でも、どちらでもいいです。

議長（村瀬伊織君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） お答えします。

ただいまの御質問でございますけれども、2社を限定して入札公告をしたわけではご

ざいませぬ。今、桑原所長がこの規定をつくったということでございませぬが、彼本人がつくったわけではございませぬ。選定委員会で十分審査してこの公告を作成したわけではございませぬ、この決定した内容でございませぬけれども、ただいま申し上げましたように、2社を限定してこういう要綱をつくったわけではございませぬし、全国の今までの経緯、いわゆる実績がある工業団体すべてを調査しまして、どういふ結果がいいか、どういふ募集要領がいいのか、そしてまた来年、再来年、平成22年4月1日から供用開始するためにはどうしたらいいか、そして、現況下におけるメーカーさん、あるいはゼネコンさん、いわゆる建設業界はどういふ状況になっているか、そういうことをすべて調べました。そして、どのぐらいの中で、どのぐらい業者があるかということも想定いたしました。先ほど私がお答えしましたように、30社ぐらいメーカーさんがいらっしゃるだろうということをご想定しております。

その中で、企業が努力されて、いわゆる参加できる要綱に合っている会社がどれくらいあるかということも、私のほうもまるっきり把握していないわけではございませぬが、企業が努力されてこういう状況に持っていくことも想定しながら、山県市として、やっぱり経験があつてしっかりした業者さんに参加していただいて、しっかりした工事、しっかりした機械を入れてもらうためには、どうでしょうか、議員さんの皆様、やっぱりそうしたことが一番大切じゃないんでしょうか。やっぱり経験もないところに参加していただいて、悪い言葉で言いますれば、いつ故障するかわからんような機械を入れてもらつて果たしてどうなるんでしょうか。やはり、しっかりした業者さんに入つてもらつて、管理経費もかからない、運用経費もかからない、そうした業者に参入していただくことが一番大切じゃないかというふうにご考へているわけではございませぬ、決してこれは2社に限定した要綱ではないというふうには私に思つております。

以上でございませぬ。

18番（村橋安治君） まだ答弁が足らん。指名停止の件について、答弁が足らんでしょう、まだ。

議長（村瀬伊織君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） 指名停止の件につきましては、山県市の規定につきまして9カ月の指名をしたわけで、最高の指名停止をしております。

以上でございませぬ。

議長（村瀬伊織君） 暫時休憩をいたします。10分間の休憩といたします。議場の時計で11時15分。

午前11時04分休憩

午前11時15分再開

議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は19名であります。

質疑をどうぞ。

寺町知正君。

14番（寺町知正君） それでは、質疑を行います。

きょうは議案が1本、しかも山県市の予算、年間150億程度のうちの3分の1か4分の1という、恐らく初めで最後の大きな規模の事業ということで、幾つかの項目を質問したいというふうに考えています。

そこで、始まる前に議長に、ブロックに分けて聞いたほうが答えるほうも答えやすい、議場もわかりやすいんじゃないかとお話ししたら、全部1回で聞きなさいということなので、1回、再質問、再々質問という形で聞きます。ですから、適切な答弁者が答えてください。

まず最初に、さきの議員の質疑も若干あったところにも重なりますが、まず、入札の手續における疑問というところでお聞きします。だれが見ても明らかなように、2社、これだけの40億の予定価格に対して2社しか出てこないということは、非常に競争性が足りないと思って当然なんですね。それに対して執行者の答弁も先ほどあったところです。

まず最初は、指名停止の問題ということ。先ほどちょっと議論がありましたけど、実は県が指名停止については詳しいデータをいつも出しています。山県市も県が指名停止にした処分をインターネットで見て、後追いでやるというのが山県市のパターンなんですね。これは昨年、情報公開で合併してから山県市のすべての指名停止の経過の文書をとっていますので、そのときに説明もそう聞いています。

今回、ここに該当するごみ処理施設関係の業者についてですが、県が昨年、2006年6月6日付で処分をして記者発表した資料がインターネットに出ています。これを見ますと、タクマという今回落札しなかったもう一社の業者について、資格停止というところが他の10社ほどと一緒にされているのが1つ。その期間はというふうに県が示しているのは、18年、昨年の6月7日から19年、ことしの6月6日まで12カ月ですと、県要綱でこうしたわけですね。その理由もちゃんと書いてありますよ。このときは、公正取引委員会の告発を受けたということが前提ですけれども、いわば競争性のない取引をしていた、他社と結託してということで12カ月処分したんですね。

もう一グループ、県は実は処分をしています。それが、今回落札した日立が入っているほうですね。こちらについては指名停止という、資格停止じゃない、指名停止という、もう一つ重いんですよ。これは日立を含めた4社ほどかな。その理由、山県市には絶対参考になっていたはずなんですけれども、県が出している理由ですけれども、それは、前回、すなわち17年5月から6月、約1年前にも談合行為があって公取が告発をしたと、その期間中にまたやったから重いんですよと。県の言葉で言えば、県は短加重をして、その日立たちについては20カ月の、11社は12カ月で、他の日立を含めて6社は20カ月とした。それは短加重という言葉はちゃんと持っているんですよ。要綱にある期間、確かに上限でいったんだけど、悪質だと。前の告発期間中にまたやったんだから、あなたたちは特別ですよということで20カ月にしたんですよ。その経過を受けて、日立はまだ指名停止中なんです、県は来年の2月6日まで。

先ほどの答弁で、市の要綱に従ったと言うけれども、非常に疑問がある。そのあたりについてお聞きしたいんですけども、まず、本当に要綱の解釈として9カ月ですか。それって精いっぱい指名停止なんですか。昨年、山県市は県の1週間後に同じ業者を処分した。そのときの上限だけが違ったんですよ、対象は変わらずにね。それは先ほどの説明のように市の要綱に従ったということですけど、本当にそれでいいんでしょうか。停止処分の手続を市が定めているわけですね。それに違反しているというふうに私は考えるんだけど、どうなんでしょう。1点ね。

それから、もう一つは、やはり県で指名停止を受けている業者が落札したというのは、だれが見てもこれはおかしいんじゃないのと、山県市何をやっておると言われるわけですよ、ちまたに行けばね。そこで、当然そこが参加した段階、さらにもう一回落札したら、ちょっとこれは待つてよと言うべきではなかったのかと思うんですが、そういうふうに考えなかったんでしょうか。質問ですね。

市長が全部いけと言ったので、答弁漏れがないようにメモしてくださいよ。

それから、入札の手続においても一つの疑問がある。それは、先ほどもちょっと村橋議員から指摘がありましたけれども、条件が厳し過ぎるんじゃないかと。幾ら一般で全国に、はい、応募してと投げても、ハードルが高ければ確かにその段階から絞り込んでいる。確かに指名じゃないけれども、ハードルを高くすればおのずからふるいにかけられて、もう見えてくるんですよ。それをやったのではないかというふうにとれる。

インターネットに入札公告ということで山県市が求めるものを出したわけですね。その中の要点、私が見るとハードルと見えるのは、この公告書の中にあります、予定価格が40億7,400万円と出ていますけれども、入札参加資格としてこの中に幾つか出ていま

す。当然いろんな会社更生法とかありますが、それはともかくとして、6番として、官公庁の事業の関係の中でという前提をつけて、まず、ストーカー式のごみ焼却施設と24時間運転、これは一応機種選定をしたということで考えればとりあえずいいとしましょう。それから、もう一つ、灰溶融の納入実績、これもとりあえず機種選定をした結果だということであればいいとしましょう。そこで、これも先ほど村橋議員も言ったけど、ごみ焼却施設の30トン以上の解体撤去工事の受注実績があることという条件。さらに、なお、受注実績は全面解体撤去工事であるとはっきり書いてあるんですね。こんな高いハードル、初めから、先ほど三十数社というふうに答えられたけど、もうかなり絞り込まれています。

それから、経営審査が1,000点以上。私は、これはこの程度の大規模なら1,000点で、別にこの点はいいと思うんだけど、もう一点、さらに特別に加えられているのが、清掃施設の技術職員数評点が1,200点以上であると、これも村橋議員が指摘したけれども。このハードルということによって、形式的には一般に出したと、一般競争入札にしたといいながら、ほぼもう随契になってしまったんじゃないかと、そういう手続上の疑問がありますが、その点について発注者の市はどのように説明、釈明されるのかということですね。

それから、3つ目ですけれども、どうしても、2つのうち1つ、しかもここに縁がある日立が落としたということは、初めから本命じゃなかったのかという疑問が出てくる、これは当然なんですよ。そこで、明らかにしたいわけですけど、全国のいろんなところを見て、ストーカーの方式という今回の機種選定の中で、例えばストーカーでいきますと、クボタとか日立とか出てくるんですよ。やっぱりそういう意味で日立が出てきて当然のものなんですけれども、そこで確認したい。

山口市が合併する前の山県郡は、現在の場所に焼却施設を持って運転していました。それが事情によって休止して、岐阜市に今委託しているわけですが、その当初の山県郡でやっていた施設を受注して設置して自主的にメンテをやった。それはある会社なんですけど、その会社は現在、日立系列に入っている、あるいは吸収されている、合併している、そういう認識だと私は思うんですが、そうでしょうか。そこについて答えていただきたい。いわば実質的に日立だと、あそこをやったのは日立だと、そこから日立が今来ていると私は見ているんですが、その点。当初にやった会社は確かに日立という名義ではなかったけど、その後日立に実質的に入っていないでしょうか。

4つ目ですけれども、想定された業者が幾つかという数字が出てきます。例えば、山口市の議会にも資料が出ていますし、私も過去の委員会でもらったりとか話も随分聞い

てきましたし、そういった中で、例えば、ストーカー式で灰溶融だと7社中5社という数字がちゃんと議会に出てきている資料にも書いてある。もう7社なんです、30幾つじゃない、7社。5社に調査を行ったということになっています。他の方式についても、2社のうちの2社だとか何社とかが出ています。だから、データはちゃんと持っているし、どこの業者ということも市はわかっているはずなんです。それについて、今回は2社だと。それはいいとして、他に市が想定している業者は幾つで、具体的にどういう固有名詞の業者が想定されるのか。6つか7つかということは時々聞いてはいますけれども、この2社以外を明らかにしていただきたい。

次に、5つ目ですけれども、分離発注という問題も当然私も疑問に思っていますけれども、事業規模が大きくなればその仕事の分野ごとに分けるということは当然今の時代やっています。そのほうが安くなるからです。合理的だからですね。ここに議会とかいろんな委員会に出てきた工程表、順番に書きかえられていますけど、出ています。その中の幾つかをちょっと調べてみましたけど、例えば、平成18年10月31日変更という工程表があります。これを見ると、20年2月から20年の11月までの9カ月が解体工事ですね、既存施設の。建設工事は20年の12月から22年の3月までの15カ月というのが、多分、当初からきて昨年の1年前に修正されたものがこういうスケジュールであろうと思います。これがことしの5月に修正されました。5月16日変更という工程表があります。これを見ると、解体工事は20年の6月 4カ月ほどちょっとおくれていますけど から21年の1月までの7カ月と、期間的にはそう変わらない。建設のほうは21年1月から22年3月までの14カ月という形で、ちょっとそれぞれずれたかなと見れる程度ですね。

こういうふうなスケジュールがあって、これは5月の話を今したわけですけど、このときに、リサイクルセンターの建設がまず先に計画書に、ちゃんとスケジュールに入っているわけですね、日程表には。それが、その後突然、5月からこの夏までの間にですけれども、解体を第一にするという入れかえ作業があった、日程的に。そういうふうに記録としては理解するしかないんですけど、解体を一番前に持ってきたという理由、そこを明らかにしていただきたい。

それから、そもそもですけれども、このような事業で分離しないのはおかしいと思っているということは申し上げましたけど、どういう理由で分離しなかったのか。それは、したくないという話ではない。分離せざるを得ないというのは私は考えるんですが、皆さんは分離しなかった。分離してはいけなかった理由を先ほど幾つかは答えられたけど、それでは理由になっていないと思うので、1本でいくことが合理的であるという理由を述べていただきたい。スケジュールから見ても可能だと。しかも、ことしの夏前ぐらい

になってころっと順番を入れかえることもできたんですから、発注方法を、まず解体、それが済んでから建設工程に入っていく、それが一番自然に思えるわけです。それが皆さんの組んだスケジュールなんですから、そこで合理的な説明をいただきたい。

次に、6つ目ですけど、今回、機種選定の経過ということになっていきますけれども、2つの炉でいくということが前提の発注になっていますよね。1つの炉か2つの炉かというのはいろんな議論がありますが、いわば小さいものを2つ置くということは維持費が高い。確かに報告書を見ても維持費が高つくがと書いてありますがけれども、実は維持費が高いというのは、この程度の小さな規模の炉というのは、修理のときに人間が中に入って作業するのがやっとできるぐらいの小ささなんですよね、18トンなんて。しかも、炉が小さいから熱がすごく炉の壁面に当たって温度が上がる、だから消耗が早い、いわば傷みが早いと。そういう中で、本当に2炉というのが山口市にとって適切であるのかという疑問は、やはり今この発注の段階で議論するしかないというふうに思いますので、その辺は一体どういうふうに議論をされたのかなというところです。

それから、7点目ということでお聞きしますが、私、今回、廃掃法のことも随分勉強させてもらいましたけど、廃掃法の5条の中で定まっていますが、廃掃法は国に対していろんなごみ処理について基本方針を定めなさいと、公表しなさいと書いてある。その中には、広域でいくということがちゃんと出ているわけです。それから、5条の中で、別の項目で、都道府県に対しても計画をつくるという義務づけをしています。岐阜県の計画はというと、これはずっと前から広域をということで、自治体合併と一緒にです。県内の幾つかをきちっとエリア分けした計画が現在起きている県の広域の計画なんです。これ、法律に従ってやっている。国に倣って県がつくったわけです。

廃掃法の6条を見ると、市町村に対する義務づけが書いてある。市町村が議会の議決を経て構想というものをやりますね。自治体の構想、総合計画に向けて。基本構想との整合ということがあるんですね。山口市の基本構想を見ると、広域行政、ごみ処理についても広域の方向がちゃんと書いてある。現状認識もある。もとの戻って、単独なんてない、どこにもないんですよ、国にも県にも山口市の基本構想から導いてもね。そうなのに、今回なぜなのか。

というのは、今まで幾つかの予算をやった、アセスとか試算だとか、それは方針を決めるための参考資料になると思って、私は1つの結果判断の前提だと思っていたので、それはそれで必要なお金と言うこともできるから見ていましたが、今回もうそれで発注するということになれば、将来、20年、25年、これで確定なんですよね、今までの執行したお金とは全く意味が違う。

そこで、もとに戻って、廃掃法に照らして山口市が単独でいこうという40億の予算、違法性はないんでしょうか。そこをお聞きしたいです。

以上です。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 非常に何点かの御質問をいただきましたので、入札の関係につきまして私のほうからは、第1点目の精いっぱい停止であったかということと、それから2点目の、県の停止中であるということで、先ほど副市長もお答えしていましたが、その件。それから、条件が厳し過ぎるのではないかと、2社になった最大の原因はということでございます。その辺からお答えさせていただきたいと思えます。

まず最初の1点目でございますが、これは山口市の建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱がございまして、この中には資格停止ということで、こういった条件についてはこういった措置基準を置くかということで別表で設けております。その中で、今回の場合は独占禁止法の違反行為ということで、この中の2カ月以上9カ月以内ということで、この中の最大の資格停止を行ったわけでございますが、この要領の中には資格停止の期間の特例というのがございまして、この措置の中でも特別に最大、先ほど短期というお話がございましたが、2倍からまた最大、情状的酌量の余地がある場合には2分の1まですることができるということでございますけれども、従来行っております市の選定委員会におきましてこの要領の取り扱いにつきましては、前例もございませんし、そうした特別に短期の加重を持って行ったりということもございませんので、この要領にございます別表に定め最大のところを適用したわけでございまして、これはそれぞれの市町村ですとか県ですとか、あくまでも行政処分でございますので、こういった市の考え方によって行うわけでございまして、県が長いから、他の市町村が長いからといって変更すべきものではなく、それぞれ市の考え方で行うものでございます。

それから、2点目の県が指名停止をしておった中でということでございますが、よかったかという御質問でございますけれども、これは市としてそれなりに適切な前の処分を行っておりますので、これは市の行政処分でございますから、その期間が外れておりますので適切であったという認識であります。

それから、次の3点目の条件が厳し過ぎるということでございましたが、非常に事業費が大きいものでもございますし、溶融をするということも、非常に技術的にも、ストーカー方式につきましては大分確立されておるとは聞いておりますが、非常に長い間使っていく中でも消耗の激しいものであるということでございますので、この予算事業の内容につきましてはこういった条件で、先ほど副市長も申し上げましたが、そういった

条件で厳し過ぎるという認識は持っておりません。

それから、3点目の中に、2社になった最大の原因というものがございしますが、後で確認したわけでございますけれども、この中には指名停止でなくして営業停止というようなこともございまして、それは私どもが行政処分を行うことではございませんが、国のほうから各メーカーにそういった措置がなされたということを知っております。それが一番の大きな2社になった原因ではないかという認識であります。

次に、3点目の中にございました、前の市のクリーンセンターを行った会社が今の日立系列であるかどうかということは、私、全く認識しておりませんが、この点につきましてはまた担当部のほうから御説明させていただきたいと思っております。

次に、4点目の想定される会社名につきましても担当部長が御説明いたすと思っております。

次に、分離発注の変更理由も担当部長からお願いします。

それから、分離にするのか一体的に行うのかということでございしますが、これも先ほど副市長から説明申し上げましたように、非常に大きな工事でございますし、そして、発注する、分離部分の解体工事の金額でいきますと50%ぐらいになるかと思っておりますが、そういった金額が、やはり一番大切なダイオキシンを処理するというのもございします。そういったことから、実績のあるところが一番大切だということの認識でございましたので、そういったことからいたしますと、こういった指名停止処分、大手のメーカーでも指名停止処分になっておること等を比較、勘案いたしまして、この一体的な方法がよかったのではないかという認識を持っております。

それから、最後の廃掃法関係の違法性につきましても、また担当部長のほうから御説明申し上げます。

私のほうからは以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） それでは、お答えします。

まず、山県市の旧の施設が日立系列であるかないかというお話でございしますが、これは私はそういうふうなことはないと思っております。

それから、あとストーカー式が7社で他の業者が云々とありますが、それも一応私ども、コンサルに発注しましてその設計書を作成しておりますので、そのようなことは聞いておりません。

それから、あと解体工事が二転三転したという話なんですけど、これは一応マテリアルで粗大ごみを収集しますもので、解体しながら工事をやるのは、一応お客さんとかそういう工事にも一応支障を来すということで、今回新たに解体工事を先にやりまして、

それからエネルギーとマテリアルを同時にやるということで、工事的にも約1億程度安くなりますもので、そういう方法をとらせていただきました。

それから、2炉ではどうかという話でございますが、これは機種選定委員会のほうで2系列でやるということで、1系列でやりますと、1系列故障しますと山県市のごみが燃やせないもので、そういうようなことで2系列を採用しました。

それから、廃掃法云々でございますが、これは、寺町さん、今、裁判等でやってみえますけど、私どもは平成15年の12月に単独方式でやっていくということを決めましたもので、それにのっとって今回進めております。

以上で終わります。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） まず、今、市民環境部長の、日立の系列であるかどうかは知らないと言った。知らないということは、あなたが知らないから過去の歴史が違うのかどうか、そこをはっきりしてくださいね。あなたが知らないから日立じゃないよと言い切ったら、事実がそうならいいですよ、そこを聞きたいので、今ここで休憩して聞いてきなさいとは言いませんので、終わり次第所長に、所長は昔からのことを全部知っていますから、確認して、前の会社が今もちゃんとやっているのかやっていないのか、そして日立に入っているのか入っていないのか、そこは答えてくださいね。あなたが知らないということと日立が関係ないかどうかは別のことですからね。

今、答弁いただいたことで再質問いたしますけれども、まず手続の関係で、総務部長は、特例で2倍から上限の幅もつけられますよということでした。申し上げたように、県は短期の加重ということで重いペナルティーを科したんですよ。20カ月にしたんですよ。先ほどは細かく述べなかったけれども、私は、合併してからの山県市が指名停止にした書類を一応持っています。全部読み上げてもいいけれども、いつどの業者に対してどういう理由で何カ月やったか、基本は全部県なんですよ。県が3カ月にしたら3カ月、この業者、この理由。見ていて1つ違ったのは、県と岐阜市が両方同じところに処分して、岐阜市がちょっと短かったのかな、県が決めた時期より短かった。それは岐阜市に倣ったという例がありましたけど、あとは全部県に倣っているんですよ。だから、県がこれは悪質だからってぼんと重くしたら、山県市がこれはそうですねって制度上もそれをとるのが本来であったと私は素直に思っているんですよ。

じゃ、なぜそうしなかったのかと考えてお答えいただきたいんですけども、私はやっぱり、去年の6月に県が処分した1週間後に山県市がそれを見て同じように処分した、期間だけ短くして。それは、今回のごみ処理の施設に計画があって、日立に入ってほし

い、あるいはどこか、仮に日立じゃなくても、どこかにやってもらうしかない。20カ月もかけてしまったら来年の2月までそれはできませんから、そういう考え方があったのではないかと思うんですが、当時、総務部長はそこにいなかったの、多分選定関係は副市長でしょう。去年の6月に山県市は、将来単独でいくと市は動いていました。ことし、こういう解体発注とかいろんなスケジュールが組まれていたわけですから。ただ、公式にはストーカーでいくということは表明されていなかった、8月に選定委員会ですから。ですが、市の皆さんの中にはちゃんとスケジュールが組まれていた。だから、県のような来年2月、20年2月までとめることはできなかった。そこで、重いペナルティーを山県は特例として科さなかった。私はそう見るしかないと思うんですが、その点いかがでしょうか。

それから、次に、いろんな条件のことですけれども、結局、当然議論すれば行政は適正にやっていますと答えは決まっていくんですよ。だけど、先ほどの答弁でいくと、例えばストーカーは確立している、確かにそうなんです。ごみ処理の施設の中で、ストーカーというのはもう歴史が古い。強いて言えば、将来のダイオキシン対策にまだ欠点がある。やっぱり古いがゆえに、設計とか理念とか考え方が対応し切れないのではないかという欠点が指摘されている。それは古いから、実績がある。マイナスとしてダイオキシンはこれでいけるのかなという疑問が今出ていると、そういう設備なんですよ。

そういうふうな歴史があるということは、業者もそれぞれ施設の実績もあるんですが、そうやって考えると、ハードルをこんなに高くしなくたって実績があるところは拾えるわけで、結果的にやっぱり絞り込むためのハードルではなかったのかというのがどうしても払拭し切れないんですね。その辺、どうなんですか、もっと広く求めるような条件にすることはできなかったんでしょうか。

それから、3つ目に関連して、日立の問題です。先ほど市民環境部長にはちゃんと確認してということでしたけれども、総務部長は認識していないし、現在の市民環境部長はことしからですから昔の施設の歴史は知らない。私は聞いたんです、昔の人に。昔の会社は日立ではなかったけど、その後、日立に入っていますよ。そうすれば、結局将来の山県市の計画のアドバイスはその前の業者たちから受ける。これはどこの業者もそうなんです、一番身近な民間業者ですから。それは別に否定することじゃないんだけど、そのことが次の将来のルールを引いてはいけないわけでしょう、一般競争入札に出すような事業で。だから、そこはきちっと明らかにしていただきたい。逆に日立だったら、それはちょっと問題じゃないですか。もとに戻るべきだと、そういうことになりますので。

それから、4つ目として、7社、6社、5社、教えてください。総務部長が市民環境部長に譲ると言ったから教えてください。出てこないわけない。そんな40億の事業を発注するんですよ。どこに、日本にどんな業者、何という業者があつてと調べずに計画を考えるんですか、発注するんですか。そんな無責任なことはないはずですよ。当然、皆さんは、あそこにあそこがあつてねという情報を集めた上で一般で出すわけでしょう。もしそれをしていない、業者名すら全然わかりませんと言ったらそのこと自体が問題なわけで、わかっている限り日立、タクマ以外のメーカー、5社、6社、7社、実際に先ほど言ったように議会に出た文書には7社中5社という数字までちゃんと出ている、調査をかけましたって出ているんだから、そこは答えていただきたい。

もう一点、この関連で、別の資料には実は3社の仮見積もりをとりましたと出ているんですね。3社を明らかにしてください。仮見積もりをとった。仮見積もりって何ですか。教えてください。

それから、5つ目ですけど、分離発注のことですね。当初の村橋議員に副市長が答えたことの要点、私のメモでは、いろんな自治体を調査したら解体の実績があるところがいいんだというデータが出てきたと、それからダイオキシンの問題があるということですね。そういったメーカーを探したということ。それから、諸経費もつくからということでしたけれど、諸経費というのは大体数パーセントだからそんな本質的な問題ではないというふうに思います。

きょう、当初この議場に配られた各明細の中で、解体関係は2億4,000万プラス4,000万の2億8,000万という数字が今手元にあるわけですけども、今回の一括で発注したら、日立ということですが、日立はそれぞれの解体業者なりに下請で出しますよね。そこにペーパーマージンが出てくるんですよ。それが高いんです。最近は厳しくする自治体も多いけど、どうも山県は高い。例えば過去の学校の例を見てもそうですね。元請が出すペーパーマージンが多過ぎるんですよ。だから、分離するものは分離することによってペーパーマージンが必要ない、だから分離しよう、これが社会の流れだと思うんですが、先ほどの答弁を聞いていても、いや、こちらのほうが合理的ですという話が出てくるんですね。そこは世の中の常識、他の自治体は今違う方向、分離できるものは分離したいと言っている、そこが違うんですが、どういうふうに山県独自の方法を説明されるのでしょうか。

それから、6点目の2炉、機種選定委員会ということに譲られましたけど、機種選定委員会が1つの炉でいくか2炉でいくかを決めたのかもしれないけど、いろんな資料を見ると、あるいは私は議員になって3年半ですけど、議会や議会の会議を終わった後に

聞いた時には、もうストーカーで行きたいと、行政は、灰溶融もしたいんだという話を何回も聞いていますよ。3年前にも2年前にも。その中で去年の8月に選定委員会がつくられて、4回の会議があって4回で方針が出た。だけど、3回目の会議ではもうストーカーですという答えが出ていますし、それから、いろんな評点が出ている。評点の資料を見ても、3回目には評点結果がもう出ちゃっている。それはコンサルがつくりましたと書いてある、点数がね。初めからストーカーの灰溶融ありきできたわけでしょう。そうすると、選定委員会が決めましたなんていう無責任な話じゃなくて、山田市が主体的に決めたというべきではないのかというところをお聞きしたい。それが将来に対する責任だと思っんですよ。

それから、7番目、廃掃法の規定ですけれども、すべてこの事業は法律に従ってやっているわけで、そのあたりをしっかりと押さえないといけない、役所の仕事ってそれが前提ですから。そういう意味で、法律にかなっているんですかという質問ですが、ずれた答えをせずにきちっと答えていただきたい。

以上です。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 去年の6月に行われております指名委員会でございますが、この点は、私、去年の4月から担当しております、この指名委員会にも出ておりますのでお答えいたします。

特に重いペナルティーを科さなかった理由について、先ほど特に業者を入れなければならぬというような認識での指名委員会での話は全くございませんでした。特に、例えば指名停止に行った業者につきましては、指名停止を行った業者は10社でございましたけれども、名前を挙げますと、クボタ、アタカ工業、荏原製作所、栗田工業、J F E エンジニアリング、住友重機工業、タクマ、西原環境テクノロジー、日立造船、三井造船、以上のような10社でございます、こういった会社の名前が出てきておりますけれども、特にどことかという話は全くございませんし、そういった意識も全く持っていなかったわけでございます。

そして、条件が厳しい、ハードルが高いということでございますけれども、先ほど来副市長も申し上げておりますように、こういった非常に高額で、そして技術力の要る仕事につきましては、こういった一連の指名停止ですとかほかの停止処分は、それぞれある程度横並びのような処分、同様の業者がございまして、そういったことからかんがみましても決してハードルの高い設定ではなかったという認識をしております。

それから、分離発注についての再質問でございますが、これにつきましても、分離発

注を前提とした中で検討したことはございますけれども、やはり実績のあるところ、清掃業の許可を受けておるところが、先ほどと同じになりますが、県内にはなかったということと、大手のメーカーにつきましても、それぞれ調べましたら指名停止処分がされておったという現実もございます。そういったことから分離発注を行わなかったわけでございます。

以上です。

議長（村瀬伊織君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） さっきのストーカー業者7社というのは先ほど総務部長がお答えしましたけど、あと3社の見積もり等につきましては、コンサルが予算を立てる場合にその3社から見積もりをとった業者でございます。

3社の業者もですか。

14番（寺町知正君） 固有名詞。だって、総務部長が答えたのは県が指名停止にした10社ですよ。公取委の告発を受けた業者であって、山県市が想定している7社中5社とか、報告書、議会でもらっていますよ。その固有名詞、見積もりの3社をお聞きしたいということです。

市民環境部長（松影康司君） 3社につきましては、今回指名しました日立造船さんとタクマさん、それからJFEさんです。

14番（寺町知正君） じゃ、7社は。

市民環境部長（松影康司君） あとにつきましては、先ほど総務部長が申しあげました、クボタさんとか川崎技研、それから住友重工でございます。

14番（寺町知正君） それ、3つでしょう。それに2つ、日立とタクマで5社ということですか。あと2社は。

市民環境部長（松影康司君） 6社になりませんか。

14番（寺町知正君） クボタ、川崎、住友、タクマ、日立、あと1社。

市民環境部長（松影康司君） JFE。

14番（寺町知正君） はい。

市民環境部長（松影康司君） それと、最後の廃掃法5条と6条の関係でございますが、一応、私どもは先ほども言いましたように単独でいくということでございますので、よろしくをお願いします。

議長（村瀬伊織君） 6番目の2炉にしたというの、答えておらんで。

市民環境部長（松影康司君） 2炉にした理由でございますが、1炉が安価でございますけど、2炉にした理由は先ほどお話ししましたように、1炉が故障した場合にはごみ

が処理できませんもので2炉にして、全国的にも一応2炉が多いということで、機種選定委員会の中でそういう決定をされました。

14番(寺町知正君) だから、最初がそれだったから、再質問したのは、選定委員会のなんてくるんじゃないで、市の責任でやっていくべきでしょうということをお聞きしたんです、再質問は。

議長(村瀬伊織君) 暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時53分再開

議長(村瀬伊織君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

松影市民環境部長。

市民環境部長(松影康司君) 一応、2炉でやったということのうちの方では決めておりません、申しわけございません。

議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。

14番(寺町知正君) それでは、再々質問、最後になりますので市長にお尋ねします。

今、いろんなこと、すれ違いの感じも受けますが、日立が昔の会社をつくったのではないかということはまた後で聞くとして。

それで、残してはいけないのは、まず、分離発注したということをごちらは希望するんだけどそうじゃないわけですから、議場の議論を聞いても市長ならわかると思うんですが、分離発注じゃない、一括でいったことによって、元請が仕事をして利潤を得るならそれでいいですよ、仕事だからね。ペーパーマージンはなしにしてくださいということをご市長から厳しく言っていただきたい。実際、よそではそういうことによって、高富中学校みたいにすごい何千万もぼんとペーパーでとるなんてことじゃない、実際に実行できているわけですから、発注者が日立に対して、もしこの契約でいくなら、おたくは下請に出すのはいいけどマージンは取っていかんよと、そこは厳しく言っていただきたい。せめて市の利益をそうやって確保してほしいと思うということを1つ。

もう一つですけれども、結果として、私は、随分日立が強く出ているな、歴史からいっても日立だな。選定委員会という言葉が担当部長からよく出てきますけど、申し上げたように、選定委員会を設置する前からストーカーでいたかった山県市担当。現地の施設はそうだったんですよ、そう聞いていますから。そこに日立ありきと見るしかない状況ですよ。それについて、結果として2社で決まったということは、よく談合ということで問題になって、今、ごみ処理施設だとか下水の処理場などは裁判で返還命令が

業者に出ていますよ。ここで談合があったかどうかは知りませんが、2社のうち1社、しかも1社が山県に縁がある日立だとしたら、これは談合する必要がないぐらいの、一種の単独で随意契約したようなものですね、だから、86.4%という数字を市は出されているけど、その数字は設計価格を高く上げれば幾らでも下がるわけですよ。だから、実質随契だと私は思って、結果的に高くなっているのではないかと、これが競争入札にかければ。

例えば、指名停止があるからおっしゃるけど、あと半年延ばしたって、このスケジュールから見ればやりくりできますよ、業者だってそれぐらい能力を持っていますからね。そして、指名停止が解ければ何十社で、あるいは7社で競争できる。今の社会、競争すれば1割、2割は落札価格が減るんですから、そうすると、やっぱり今の時期を選択した市長の責任は大きいですよ。実質、随契ではないかと私は思う。結果として高くなっていないのかと。40億の予定価格に対して37億という価格は高いのではないのかと。競争があればもっと低くなったと思うんですが、市長はそのあたり、どうなのか。さらに、期間を指名停止が解けるまで延ばしてもこの工事はできたはずということについてもどうでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

いろいろ御審議賜っておるわけでございますが、この山県市で計画しておるごみ処理施設そのものにつきましては、長年懸案になった問題でございますし、今これを発注していかと、なかなか平成22年の3月にそれが間に合わないというようなことになりますと、これは山県市といたしましても一大事でございますので、そういった面もありまして、きょう、こういう形で提案をした次第でございます。

同時に、日立造船という会社が前の合併前のころのそういう関係があるということについては私は全く存じておりませんが、また後で調べてみますけれども、そういう関係は、今回の指名する段階で一切そういうことには関係ないというふうに私は思っております。

そういうことでございますが、いずれにしても、こういった大きな工事をする場合に、しっかりとした企業に発注をして、安全で、しかも的確に工事をしていただくというのが私は基本的だと思っております。途中でいろんな問題があったり、会社が破産したりとかということになってその工事ができなかったなんていったら極めて重要な問題になりますので、そういったことを十分配慮して、適正にできるしっかりとした業者を選んだということでございますし、たまたま応募が2社になりましたけれども、間にはいろん

な問題があったかと思いますが、そういった点につきましても適正に手続をとってやったということでございます。

今、議員がおっしゃったような、ペーパー的なマージンというようなことにつきましては、できるだけそういった下請等も、恐らくあるんですが、そういった業者がしっかりとやっていけるように、業界として請負業者が手がけていただくようなことは、これは発注の段階で出すか、契約の段階でもまたあろうかと思いますが、できるだけのことにはしたいと思っておりますが、いずれにしましても、請負業者が的確にそれを処理していただくというのが基本でございます。

そういうことでございますので、納期につきまして、納期といいますが工事の完成期限といたしましては3月になっておりますけれども、その前に試験的な操作も必要でございます。そういうものを十分加味しまして今回の発注になるわけでございますが、まだ余裕があるというふうには私は考えておりません。今回、臨時議会を開いて議員の皆さんに御説明を申し上げて、議決を賜って、早速この工事を発注するように段取りをしていきたいというふうに思っておりますし、いろんな条件でまたおくれるというようなことになると困りますので、そういう点も加味しながら、これがぎりぎりのところだということで本日提案させていただいたわけでございますので、よろしく願いしたいと思っております。

議長（村瀬伊織君） ほかにございませんか。

16番（中田静枝君） 議長。

議長（村瀬伊織君） 中田君はもう質問を3問しておりますので。ほかにございませんか。

久保田 均君。

22番（久保田 均君） 山県市として非常に大きな事業でございますので、いろいろ今まで質疑を聞いておりましたも、特に世の中談合とかいろいろありますので心配をされて、そして今日までの経緯、あるいは選定委員会、そして機種を選定、それらについては議会としてはやっぱりノータッチですので、いろいろ皆さんが自分なりに資料をとられ、あるいは勉強されて、そして質疑をされていることはごもっともでございますのでお聞きをしました。

ただ、1つ申し上げたいのは、副市長の答弁、もうちょっと冷静にお願いしたい。これはやっぱり議会と執行部の対話でございますので、今後もそういうことはひとつよろしく願いをしておきたいと思っております。

特にこういう事業は、地元では能力がないのでやむを得ないと思っておりますがしかし、下

請としては結構活用できると思うんですね。こういう業者さんに、行政が下請を使いなさいよということは言いにくいかもしれませんが、しかし市の事業ですから、できるだけやっぱり市内の業者を使えるだけひとつ活用しなさいと、この辺を特にお願いをしたいし、そして、一番私も心配をしております財源について、ひとつ御説明をいただきたい。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） この全体の総事業費が37億6,603万5,000円といたしまして、まず交付金を申請いたしております、交付金が11億2,980万円でございます。そして、合併特例債を充てる予定にいたしておりますが、合併特例債が21億4,660万円でございます。そして、最終的に差し引きをいたします一般財源でございますが、これが4億8,963万5,000円でございます。これが今回の建設に係る財源の内訳でございます。

議長（村瀬伊織君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議第72号は、会議規則第37条3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議がありますので、委員会の付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（村瀬伊織君） お座りください。起立多数であります。よって、委員会の付託を省略することに決定されました。

日程第6 討論

議長（村瀬伊織君） 日程第6、討論を行います。

最初に反対討論はありますか。

寺町知正君。

14番（寺町知正君） きょう唯一の議案ですけど、反対という立場で討論いたします。

中身については、先ほどいろいろな資料も使って私の考え方、それに対する執行者の考え方をお聞きしたということですので、ほぼ討論すべき内容と重なっていますので、箇条書き的にこういう項目がある、こういう問題があるということだけ述べて反対討論

とします。

まず最初に、入札の手続における疑問があるということですね。これは本当にだれが見ても2社しか応じていないということ、非常におかしいということ。不自然であるということ。それから、条件が厳しかったからそうなったのではないかととれるということ、そういったことを考えています。

それから、そもそも落札した日立造船という会社が山県との密接な縁があり、選定委員会という言葉も幾つも出てきましたけど、それ以前、数年前からストーカー方式の灰溶融でいきたいという行政の、現地の意見が実際にありましたから、そこにおさまるべくしておさまったのではないかという意味で、公正な手続、入札も経ていないし、結果として価格的にも、あるいは事業的にも非常に適正、公正という意味の疑問が残っているということです。

それから、行政のほうから、議場で、事前に私も状況は確認に行きましたが、そのときは参加したタクマ、日立以外は一切答えなかった。そのメーカー名すら資料がない、わからないと。だけど、議場でやっと何度もお聞きして出てくるという、これは極めて不自然なんですよ。やっぱりそこにある行政の不透明さ、隠したいという姿勢を考えるしかないんですよ。議案のことだからって聞きに行ったら答えてくれたらいいのに、議場で何度も聞いてやっと他のメーカー名が出てくるなんていうのは極めて不自然で不透明だということですね。結果として、そういったところも参加できる発注方式、あるいは時期の選択があったのではないかと、そこに結びつくわけですよ。そういった意味で、今回はいろんな意味でも不適切だろうと。

それから、分離発注か一括かということですが、これもスケジュールの流れ、変更の経過を見ても、この夏ぐらいから分離が可能なスケジュールになってきているということがますます明らかですね。そういった意味からも、今回の一括日立に発注するというやり方は間違っているし、市にとって負担が大きくなると言わざるを得ない。そういった意味でも認めがたい。

それから、焼却炉の2炉の問題も具体的に聞きましたけど、その前提になるストーカー、灰溶融という選択も、市の意見がそこにあって誘導されたと見ることも十分に可能なような流れだったというふうに思います。中で点数をつけて評価した、それもコンサルがやっているわけですから、委員会はそれを追認するだけだったと見るしかないわけですから、市が、選定委員会が決めたことなんですなんて言うことはやめて、市が責任を持ってこうしたんだと言ってほしい。しかし、その言葉は最後までなかったという意味でも、私は、市がこの議案を進めることについては、事業を進めることについては承服し

がたい。

最後に廃掃法の問題ですが、これは法律の解釈の問題。市が間違っていないと言ったとしても、裁判所がだめと言う可能性はいっぱいある。つい先日、滋賀県では新幹線の駅について、地元の大津でしたか栗東市でしたか、起債をするということで国も県もオーケーして起債をやった。それが裁判所がだめですと言った、高等裁判所もだめですと、最高裁もだめですと言って、つい9月に確定した。起債オーケーですとやっていた。裁判所はだめでした、違法でしたという、そういう状況なんですよ。だから、今ここでも私が心配するのは、市が廃掃法から見てもいいんですと答えたけれども、どうなんでしょう。廃掃法にはちゃんと、さっき申し上げたように国の基本方針、県の計画が定められている。そこには広域の方向が出ている。市の基本計画を見なさいと書いてある、法律に。それを見ても、広域事業だと書いてある。そうなのに、このごみだけは単独で突っ走っている。これは法律から見れば違法だと私は思いますが、そういった意味でも、きょうのここでの答えは、とても事業を進めていいというふうに確信を持ってない。そういった意味で、私は本日のこの議案には反対いたします。

議長（村瀬伊織君） 次に、賛成討論はありませんか。

ほかに討論はありませんか。

中田静枝君。

16番（中田静枝君） 今回のこの契約案件というのは、山県市の今後のごみの問題について非常に大きな契約案件なんですけれども、灰溶融炉を含む施設をつくるということについて、私は非常に怒りに近い気持ちを持っております。今まで、議会でたびたび質問もしてきたわけですしけれども、発言もしてきたわけですしけれども。

まず、焼却ごみ、燃やすごみをいかにして減らしていくかという、これは地球的な規模での、特に先進国と称しております日本の果たさなければならない大きな課題だというふうに思うわけですね。そうした意味から考えまして、この山県市は研究や追求が全く不十分です。そのままこのような施設をつくって大量のごみを今後焼却し続けるという、そういう方向性をこれで打ち出すということになるわけです。

執行部のほうで期待をしておられます灰をスラグにして減らすということにつきまして、きょうの説明では大体半分に減るよというような御答弁だったと思うわけですしけれども、実際の実績は、本当に半分に減るんだろうかということでも私は疑問を持っております。といいますのは、ある事務組合が全国の灰溶融炉の施設を持っている自治体に問い合わせたところ、ひどいところ、同じ日立造船の施設だそうですけれども、スラグ化の率が87.3%、高いところですね。そのほか、同じ日立のところで見ますと六十数%。

50%を切っているところなんてどこもないわけですね。そういうことについての疑問だ
って私は残っていくというふうに思います。

それから、2つ目に、これは市の財政を大きく圧迫し続けていくという、そういう施
設であるということであります。そのために、全国の灰溶融炉を建設したところでは本
当に大きな悩みを持ってあって、実際にそのために、ほかの方法を探して、例えば灰を
溶融しないでエコセメントにしていくとか、そういうような方法にして、灰溶融炉をつ
くったけれども停止をしていると、休止したり停止しているというところが8つのとこ
ろでそういうふうになっているということなんですね。中部地方にもあります、灰溶融炉
を休止しているところが。そういうふうで、本当に財政を圧迫し続ける、そういうこと
について私はとても許すことができない。財政改革だと言いながら、市民のいろいろな
要求は抑え込み、また削りという方向でずっと市はやってきているわけで、許せないで
すね。

それから、これは国の施策にかかわってくる問題なんですけれども、ごみの問題とい
うのは、燃やすごみを減らすということについては、やはりごみに対する生産者責任を
国として明確にしていかなければならない。日本はまだそこまで全く踏み切っていない、
よう踏み切らない、弱腰の国なわけでありますけれども、この問題というのは今後も大
きな課題となり続けるわけです。そして、そのたびにこの山梨市の大型の施設は、溶融
炉の問題なんかがあるわけなんですけれども、焼却炉自身も大きいものですよね。新しい施
設のあり方がこれから今後問われていくということになるというふうに思います。そう
いう大きな課題を今後に残す施設であるということです。

そして……。

議長（村瀬伊織君） 中田君、簡潔にお願いします。

16番（中田静枝君） 本当はまだできる前ですから、今こそ再検討すべき時間が与え
られているというふうに私は思いますので、この本日の契約案件の締結につきましては
反対をいたします。

議長（村瀬伊織君） ほかに討論はありませんか。

村橋安治君。

18番（村橋安治君） 私も反対の立場から討論をしたいと思います。

きょう、いろいろと御回答をいただき、いろいろお話は聞きましたけれども、やはり
どうしても理解できない、疑問の多くある公募入札だったということを改めて確認いた
しました。そういう意味で、この談合性、また、言葉はきついかもしれませんが、官製
談合的な疑いがかげられるようなこのような2社の入札、また、指名停止がされている

業者に議決をするということは、市民に対してもどう説明するのか、説明がしにくい。また、議員我々にとりまして、そこを踏まえたときに本当に賛成ができるか、そういうことを思うときに、私はこの件につきましては反対の立場で討論いたします。

議長（村瀬伊織君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第7 採決

議長（村瀬伊織君） 日程第7、採決を行います。

議第72号（仮称）山県市新クリーンセンター建設工事請負契約の締結について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（村瀬伊織君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（村瀬伊織君） 以上で、本臨時会の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日の会議はこれで閉じ、平成19年第3回山県市議会臨時会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後0時16分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長 村 瀬 伊 織

11 番 議 員 影 山 春 男

17 番 議 員 藤 根 圓 六